

新規林業就業者雇用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規林業就業者の雇用を促進し、雇用を促進する林業事業者の新規林業就業者の確保、育成、労働環境の改善及び経営基盤の安定を図るため、新規林業就業者を雇用する林業事業者に対し、予算の範囲内で新規林業就業者雇用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業 育林業、素材生産業、木材製造業及び木材加工業
- (2) 新規林業就業者 3年以内に初めて林業に就業した市内に住所を有する者であつて、当該就業時の年齢が満55歳未満の者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、新規林業就業者を雇用している市内に事務所又は事業所を有する林業を営む事業者（以下「林業事業者」という。）のうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 新規林業就業者が、雇用開始月から6月以上かつ補助金の交付月数に10を乗じた日数以上林業に従事すること。ただし、専ら事務作業に従事する就業者は対象外とする。
 - (2) 雇用する新規林業就業者を対象とする「緑の雇用」新規林業就業者育成推進事業等の国県を含む他の団体から雇用支援に類する他の助成を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、新規林業就業者又は林業事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。
- (1) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の滞納がある者
 - (2) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者である者
 - (3) 行政機関から森林法（昭和26年法律第249号）による指導を受けた者で、かつ、当該指導に対する改善を行わない者
 - (4) 森林法違反により有罪判決を受けた者
 - (5) 過去に第5条第2項に規定する交付期間の全期間分の補助金の交付を受けたことがある者
 - (6) その他市長が補助金を交付することが不相当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費は、林業事業者が実施する新規就業者の雇用の促進のための労働条件の改善及び雇用に伴う経営基盤の強化に要する経費とする。

(補助金の額及び交付期間等)

第5条 補助金の額は、新規林業就業者1人につき1月当たり10万円とする。ただし、補助対象経費に要した金額が10万円に満たない場合にあつては、補助対象経費に要した金額(千円未満切捨て)とする。

2 補助金の交付の対象とする期間(以下「交付期間」という。)は、新規林業就業者が初めて林業に就業した月から起算して36月までとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付が補助期間の開始から24月(雇用する新規林業就業者が令和5年3月末日までに新規林業就業者支援事業補助金の交付を受けた場合は、当該交付を受けた月数を差し引いた月)を経過した場合は、補助金を交付しない。

4 新規林業就業者が1月上林業を休止する期間が発生した場合においては、休止の期間を交付期間の算定に含め、休止中の月は、補助金の交付の対象としないものとする。

5 補助金は、申請年度の4月又は新規林業就業者を雇用した月のいずれか遅い月から交付するものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、申請年度の9月30日までに補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 就労証明書(様式第2号)

(2) 林業事業者及び新規林業就業者の市税の完納証明書

(3) 誓約書(様式第3号)

(4) 収入、市税の納付状況、就労状況等に関する調査の同意書(様式第4号)

(5) 履歴書その他の新規林業就業者に係る職歴が分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず新規林業就業者を申請年度の10月以降に雇用し、その新規林業就業者が申請年度の翌々年度末までに新規林業就業者に該当しなくなる場合は、雇用した月の翌月までに補助金交付申請書(様式第1号)に、前項に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る交付が適当か審査のうえ、速やかに補助金の交付の決定をし、新規林業就業者雇用支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)又は補助金等不交付決定通知書(規則様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による通知を受領した申請者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日又は市長が別に定める日までに実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新規林業就業者が林業に従事した日数が分かる書類
- (2) 新規林業就業者への月ごとの給与支給額が分かる書類
- (3) 新規林業就業者への月ごとの給与以外の補助対象経費に要した金額が分かる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査したうえで交付すべき補助金の額を確定し、補助金等額確定通知書(規則様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受領した後において、補助金等請求書(規則様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告書の提出)

第12条 第6条第2項の規定により申請する場合であって、翌年度の申請がない者については、第3条第1項第1号を満たすことを証明する書類(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、第1号に該当する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 交付期間中において第3条に定める補助対象者の要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 虚偽の申請、報告等により不正に補助金を受けたとき。
- (3) 本市の指示に従わなかったとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付の取消しを決定したときは、新規林業就業者雇用支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは補助金の返還を求めるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年10月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月12日から施行し、令和7年4月1日から適用する。